

### 第 1 3 号議案

足立区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例  
足立区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 5 年足立区条例第 5  
8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例

第 1 条第 1 項中「第 1 5 条」を「第 1 5 条の 2 」に、「第 3 7 条及び足  
立区特定個人情報保護条例」を「第 3 7 条の 2 、足立区特定個人情報保  
護条例」に、「第 3 3 条」を「第 3 3 条の 2 及び行政不服審査法（平成  
2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）」に、「足立区情報公開・個  
人情報保護審査会」を「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」に改  
め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 8 条中「第 6 条」を「第 9 条」とし、同条を第 1 1 条とする。

第 7 条を第 1 0 条とし、第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条第 1 項中「審査のため」を「第 2 条第 1 号の審査のため」に、  
「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第 8 条とする。

第 4 条の 2 第 1 項中「必要がある」を「第 2 条第 1 号の審査のため必  
要がある」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条を第 6 条とし、第 3 条を第 5 条とし、第 2 条を第 4 条とし、同  
条の前に次の 2 条を加える。

（所掌事項）

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

（ 1 ） 情報公開条例、個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例

の規定によりその権限に属させられた事項

( 2 ) 法の規定によりその権限に属させられた事項

( 組織 )

第 3 条 審査会は、区長が委嘱する委員 5 名をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 ( 昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号 ) の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区情報公開・個人情報保護審査会の項中「足立区情報公開・個人情報保護審査会」を「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」に改める。

( 提案理由 )

行政不服審査法の改正に伴い、足立区情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項及び名称を変更するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。